

改正

令和2年2月28日告示第19号  
令和3年4月1日告示第70号  
令和3年12月1日告示第140号  
令和4年4月20日告示第33号  
令和4年5月23日告示第79号  
令和5年3月31日告示第83号  
令和5年8月31日告示第137号  
令和6年3月29日告示第66号  
令和7年4月1日告示第104号  
令和8年4月1日告示第97号

伊達市移住・就業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条** 伊達市(以下「本市」という。)は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から本市に移住した者に対して、予算の範囲内において移住・就業支援事業補助金(以下「移住支援金」という。)を交付するものとする。
- 2 移住支援金の交付については、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)、伊達市補助金等の交付等に関する規則(平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。)その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

- 第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年から令和2年までの人口減少率が10パーセント以上の市町村をいう。)を除いた区域をいう。
  - (2) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
  - (3) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民登録することをいう。
  - (4) 中小企業等 福島県又は他の都道府県が選定した法人であって、福島県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人をいう。
  - (5) 起業支援金 県実施要領に基づき、交付決定を受けた起業支援金をいう。

(交付額)

- 第3条** 移住支援金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、当該世帯員1人につき別表第1の2に定める加算額を加算する。

(交付対象者)

**第4条** 移住支援金の交付対象者は、次の第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

(イ) 転入する前日までに、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤していたこと（ただし、東京23区への通勤の期間については、転入する3カ月前までを当該1年の起算点とすることができるものとする。）。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に本市及び他市区町村から移住支援金を受給（世帯員としての受給を含む。）していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合において、市長が認める場合を除く。

(エ) その他福島県及び本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げるア又はイのいずれかの要件に該当すること。

ア 一般での就業の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。

(ウ) 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、当該法人が、県内において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業業者である場合を除き、物品の売買、サービスの提供、住民の雇用等、地域経済の発

展、地域活性化等に寄与する行為を行う場合は、この限りではない。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 福島県が実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに該当する場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先においてテレワークによる勤務とし、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

(4) 本事業における本市や地域の人々と関わりを有する者(以下「関係人口」という。)のうち、本市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認める場合は、次に掲げるア及びイの要件に該当すること。

ア 関係人口の要件として、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(ア) 福島県、本市又は本市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者であって、本市と強いつながりがあると市長が認めたもの

(イ) 本市で地域づくり活動又は地域活性化の活動に参加している者であって、本市と強いつながりがあると市長が認めたもの

(ウ) 多拠点で生活しており、本市を拠点の一つとしている者であって、本市と強いつながりがあると市長が認めたもの

(エ) 2親等内の親族が本市に居住している者であって、本市と強いつながりがあると市長が認めたもの

(オ) 本市にふるさと納税を行った者であって、本市と強いつながりがあると市長が認めたもの

イ 就業に関する要件として、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(ア) 県内企業等に週20時間以上の無期雇用契約で就業し、第4条第1項第2号アの

(カ)及び(キ)の要件を満たすこと。

- (イ) 県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
  - (ウ) 県内で農林業に就業していること（将来的な就業のための研修等を含む。）。
  - (エ) 家業へ就業する者。ただし、就業先は県内に限る。
- (5) 起業に関する要件として、起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）として、次に掲げる要件の全てに該当すること。
- ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。
  - エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、申請時において転入後1年以内であること。
  - オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

**第5条** 就業者（第4条第1号、第2号及び2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。）であって、中小企業等に就職した者は本市への転入後1年以内に、テレワーク実施者（第4条第1号、第3号及び2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）は本市への転入後1年以内に、関係人口（第4条第1号、第4号及び2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）であって、県内企業に就業等した者は本市への転入後1年以内に、起業者（第4条第1号、第5号及び2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。）は起業支援金の交付決定日から1年以内、かつ、本市への転入後1年以内に、移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認ができる書類の写し
- (2) 移住先の住民票（世帯向けの移住支援金を申請する場合は世帯全員分）
- (3) 移住元の住民票の除票その他移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの移住支援金を申請する場合は世帯全員分）
- (4) 振込先が確認できる預金通帳等の写し
- (5) 別表第2に掲げる証明書類等
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

**第6条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、「移住支援金交付申請却下通知書」（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

**第7条** 市長は、交付決定を行った申請者に対し、申請から3月以内に移住支援金の交付を行

うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

**第8条** 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

**第9条** 市長は、前条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（様式第6号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

**第10条** 福島県及び本市は、福島県移住支援・マッチング支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、伊達市東京圏移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

**第11条** 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び本市が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、本市から転出した場合

ウ 第4条第2号に定める要件を満たす者にあつては移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福島県と本市が協議して定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年2月28日告示第19号)

この告示は、令和2年3月1日から施行する。ただし、平成31年4月1日から令和2年2月29日までに転入した者については、改正後の伊達市移住・就業支援事業補助金交付要綱第4条第1項第1号アの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを交付対象者の要件とする。

(1) 転入する前日までに、連続して5年以上東京23区に在住していたこと。

(2) 転入する前日までに、連続して5年以上東京圏内に在住し、かつ、転入の3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を退職してから、転入までの間に、移住先とは異なる都道府県（東京23区外）に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

**附 則** (令和3年4月1日告示第70号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月1日告示第140号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月20日告示第33号）

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月23日告示第79号）

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日告示第83号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月31日告示第137号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年9月1日から施行し、同日以後に本市に転入した者に係る移住支援金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行日前に本市に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日告示第66号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第104号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に本市に転入した者に係る移住支援金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行日前に本市に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月1日告示第97号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に本市に転入した者に係る移住支援金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行日前に本市に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

#### 別表第1（第3条関係）

| 区分             | 補助金の額 |
|----------------|-------|
| 単身での移住の場合      | 60万円  |
| 2人以上の世帯での移住の場合 | 100万円 |

#### 別表第1の2（第3条関係）

| 区分 | 申請者本人の転入日 |
|----|-----------|
|----|-----------|

|               |             |             |            |
|---------------|-------------|-------------|------------|
|               |             | 令和5年2月28日以前 | 令和5年3月1日以後 |
| 18歳未満の世帯員の転入日 | 令和5年2月28日以前 | 30万円        | 30万円       |
|               | 令和5年3月1日以後  | 30万円        | 100万円      |

別表第2（第5条関係）

| 区分  | 証明書类等  |
|---|--|
| 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者                             | 東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）  |
| 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主               | 履歴事項全部証明書<br>開業届の写し等（移住元での在勤地を確認できる書類）   |
| 東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区の企業へ就職した者のみ必要となる書類 | 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）<br>東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）   |
| 移住支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者                            | 起業支援金の交付決定通知書  |
| 移住支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者                            | 就業証明書（移住支援金の申請用）（マッチング支援事業・専門人材）（様式第7号の1）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）   |
| テレワーク実施者（被雇用者）の場合                                   | 所属先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク）（様式第7号の2の1）  |
| テレワーク実施者（個人事業主等）の場合                                 | 就業時間の証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク）（様式第7号の2の2）<br>業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）<br>開業届の写し又は確定申告書の写し<br>申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可） |

|         |  |
|---------|--|
| 関係人口の場合 | 所属先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）<br>（関係人口）（様式第7号の3）又は移住先における<br>就業、起業等が確認できる書類<br>関係人口である旨の申出書（移住支援金申請用）（様<br>式第7号の4） |
|---------|--|